

公共事業の事業評価書

(林野公共事業の事前評価)

平成 2 5 年 3 月

農林水産省

1 政策評価の対象とした政策

平成25年度において事業に着手する次の事業地区を対象として、事業評価（事前評価）を実施した。

区 分	事 業 名	評 価 実 施 地 区 数
直 轄 事 業	森林環境保全整備事業（直轄）	18
独立行政法人事業	水源林造成事業	3
合計		21

2 政策評価を担当した部局及びこれを実施した時期

評価の実施に当たっては、学識経験者で構成する各森林管理局事業評価技術検討会及び水源林造成事業評価技術検討会を開催し、専門的見地からの意見を聴取することにより客観性及び透明性の確保を図った。

1 評価担当部局

事業実施主体が収集・把握したデータ等をもとに、森林環境保全整備事業は林野庁国有林野部業務課、北海道森林管理局、東北森林管理局、関東森林管理局、四国森林管理局及び九州森林管理局において、水源林造成事業は林野庁森林整備部整備課において実施した。（「事業評価担当部局一覧表」別添1）

2 評価実施時期

平成25年1月から平成25年3月まで

3 政策評価の観点

本評価においては、必要性、効率性及び有効性の観点等から、総合的かつ客観的に評価を行った。各事業地区毎の評価の観点は、「林野公共事業における費用対効果分析について（概要）、新規採択チェックリスト」（参考資料）に示すとおりである。

4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果の把握については、当該事業の必要性、効率性及び有効性を明確化するためのチェックリストを活用し、特に、効率性については費用対効果分析により総合的に行った。

その結果については、「地区別評価結果」（別添2）のとおりである。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成25年2月及び3月に各森林管理局及び林野庁において、学識経験者で構成する森林管理局事業評価技術検討会及び水源林造成事業評価技術検討会を開催し、専門的見地からの意見を聴取することにより客観性及び透明性の確保を図った。

同技術検討会での意見の概要は以下のとおりであった。

- ・事前評価実施地区について、費用対効果分析にかかる効果算定、環境面等の技術的・専門的な分析結果は妥当である。

事業評価技術検討会の委員構成は、(別添3)のとおりである。

6 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

評価を行う過程において使用した資料は、「地区別評価結果」(別添2)のチェックリスト等及び「林野公共事業における費用対効果分析について(概要)である。

なお、上記の資料は、林野庁ホームページで公表することとしている。

(<http://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/hyouka/24hyouka.html>)

また、各森林管理局事業評価技術検討会における資料等についても、各森林管理局ホームページで公表することとしている。

(http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/index.html)

その他の資料の問い合わせ先は、「問合せ先一覧表」(別添4)のとおり。

7 政策評価の結果

評価の対象としたすべての事業地区において、事業の必要性、効率性及び有効性が認められるとの結果であった。

各事業地区毎の評価結果は、「地区別評価結果」(別添2)のとおりである。